

		備考
現行地域防災計画 総則 第1節~第2節(略) 第3節第1(略) 第2 1防災関係機関の業務大綱 (1)~(5)(略) (6)指定地方公共機関 (略) 報道機関 北日本放送 富山テレビ放送(株)(株)・北日本新聞社 富山新聞社 高山エフェム放送(株)	(略) 報道機関 北日本放送 富山テレビ放送(株) (株)北日本新聞社 富山新聞社 富山エフェム放送(株) (上) 診臓が-ブルデルビ(議)	備 考 指定地 其機関追加

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表 備 現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 考 第2章 雪害予防対策 第1節 雪害に強い県土づくり 第1~第3 (略) 第4 産業の振興、無雪化等(各防災関係機関) 制度名 事 業 概 要 事業主体 所 管 制度名 事 業 概 要 事業主体 所 管 農山漁村地域整備交付金 農山漁村において防災・ 農 農山漁村地域整備交付金 農山漁村において防災・ 県、市町村 農林 県、市町村 農林 林 林 水産省 減災対策を推進 水産省 減災対策を推進 業農村地域防災減災事業 農業用排水施設や農道を補 県、市町村 農林 業農村地域防災減災事業 農業用排水施設や農道を補 県、市町村 農林 強等地域防災機能の増進 水産省 強等地域防災機能の増進 土地改良区 水産省 土地改良区 事業の改廃 中 (削除) 中 消融雪設備等設置促進 消融雪設備等設置資金の 中小企業者等 中小 に伴う修正 小 資金制度 融資等 企業庁(県) 企 中小企業高度化資金融資 組合等で設置する消融雪 組合等 中小 企 中小企業高度化資金融資 組合等で設置する消融雪 組合等 中小 業 制度(共同防災施設事業 設備等設置資金の融資等 企業庁(県) 業制度(共同防災施設事業)設備等設置資金の融資等 企業庁(県) 及び安全衛生設備リース 及び安全衛生設備リース 事業) 事業) 第2節 (略) 第3節 都市基盤等の耐雪化 第1~第2 (略) 第3 廃棄物処理施設の耐雪化 1 (略) 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備(県生活環境文化部、市町 村($(1) \sim (2)$ (略) (3) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等 豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一 豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が発し 地震•津波災 度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想さ 生するとともに処理施設自体の被災も予想されることか 害等と比べ、 れることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域 ら、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮した 発生量が比 を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保するととも ごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保するとともに、災害廃し 較的少ない と考えられ、 に、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。 棄物等の処分方法を検討しておく。 (4) (略) 記載を正確

にするもの。

3

(略)

备山宗地域协 炎計画(当 音楠)						
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考				
第4 危険物施設等の耐雪化 1 (略) 2 高圧ガス製造事業所等(県生活環境文化部) (1) ア~ウ (略) 工 関係保安団体との連携・協力 県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発、保安診断の実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。 (2) (略) 3 (略) 第5~第6 (略) 第4節 (略) 第5節 防災活動体制の整備 1 富山県広域消防防災センター (県総合政策局) (1) 防災拠点施設の役割・機能	エ 関係保安団体との連携・協力 県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主 保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の 関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費 者保安の啓発及び防災訓練の実施等、各種事業を推進し、 事故の未然防止に努める。	事た断富ガ災の訓練を出るという。				
ア 災害時における役割・機能 (ア) ~ (イ) (略) (ウ) 受援機能 ・緊急消防援助隊、 <u>広域緊急援助隊</u> 、自衛隊等応援部隊 の集結・活動基地 (エ) (略) イ (略) 2 富山県警察装備センター <u>(警察本部)</u> 県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。	(ウ) 受援機能 ・緊急消防援助隊、 <u>警察災害派遣隊</u> 、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地 2 富山警察装備センター <u>(県警察本部)</u>	広域緊急 類は 大域 ない ない でいま のいま のので のので のので を を を を を を を を を を を を を				

現行地域防災計画 また、同センターを災害時における機動隊、<u>広域緊急援助</u> 隊の集結拠点とする。

また、同センターを災害時における機動隊、<u>警察災害派遣</u> 隊の集結拠点とする。

修正案 (変更部分のみ記載)

広域緊急援 助隊は警察 災害派遣隊 の一部のた め字句修正

考

 $3 \sim 5$ (略)

第2~第5 (略)

第6 緊急輸送ネットワークの整備

- 1 (略)
- 2 緊急道路ネットワークの確保(県土木部) 緊急通行確保路線図(平成30年4月)



第7 航空防災体制の強化

- 1 (略)
- 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制(県総合 政策局、市町村)
- $(1) \sim (2)$ (略)

(新設)

(3) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用

緊急通行確保路線図(平成 31 年 4 月)

時点修正



(3) 相互応援協定

消防防災へリコプター「とやま」が出動できない事案又 は自県へリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、 相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援 要請を行うものとする。

(4) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用

番号ずれ

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表					
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考		
3~4 (略) 第8 相互応援体制の整備 1 国の機関等との相互協力 (1) (略) (2) 国土交通省等との連携(北陸地方整備局、県土木部)	(2) 国土交通省等との連携(北陸地方整備局、 <u>北陸地方測量</u> <u>部</u> 、県土木部)	追加			
ア 災害時の相互協力に関する申合せ 国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川 県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、 岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社 道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービ ス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」 (平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正)を 行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施 設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場 合の相互協力の内容について定めている。 イ〜ウ (略)	国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」(平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正)を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。	字句追	加		
2 地方公共団体間の相互応援 (1) 都道府県間の相互応援 ア 全国都道府県の災害時応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道 府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、 平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24 年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応 援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援に必要な 事項について、①カバー(支援)県やブロック間応援の 体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援 などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県 間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築な ど、広域応援について必要な事項を定めている。	ア 全国都道府県の相互応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道 府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、 平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24 年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応 援に関する協定書」を改めて締結し、(削除) 広域応援 について必要な事項を定めている。	対取も対理を対象を	加に		
<u>さ、</u> 広域が仮について必要な事項を足のている。 <u>(追加)</u>	また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都	対口支記載を			

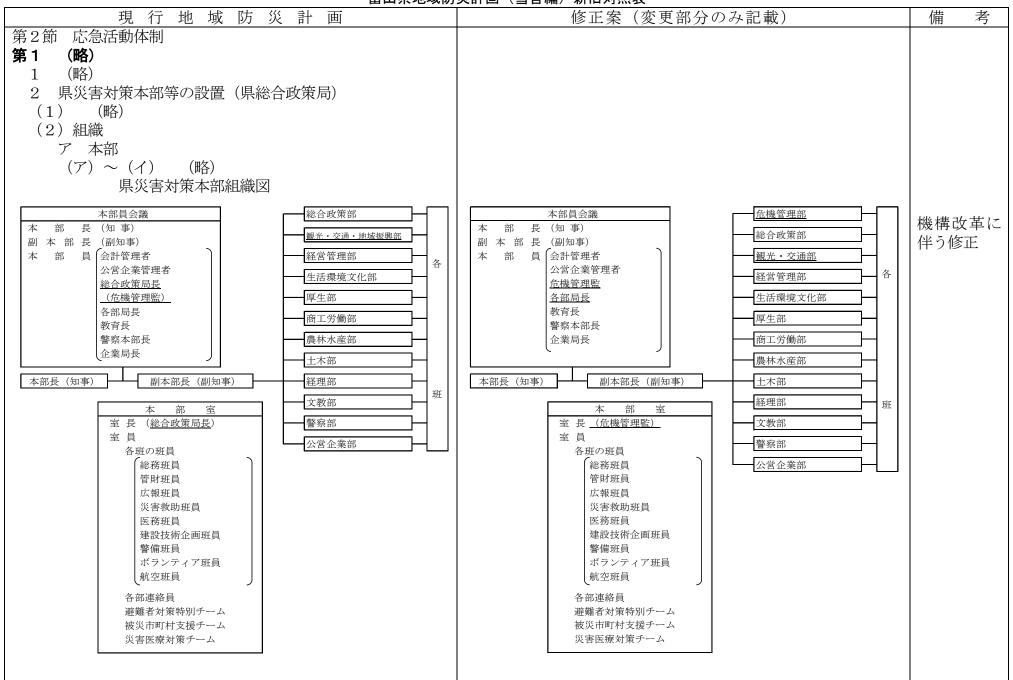
	火川	file in
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
	道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割	
	り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。	
イ 9県1市の災害時応援	イ 9県1市の災害時応援	
(略)		
* ***	とこと	
さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体	さらに、全国知事会の体制や「被災市区町村応援職員	
制と調和のとれた広域応援体制を整備する。	<u>確保システム」と</u> 調和のとれた広域応援体制を整備す	同上
	る。	
ウ~エ (略)		
(2) (略)		
3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関)		
(1) 県と防災関係機関との相互協力		
ア〜ロ(略)		
(追加)	ロ NTTカウンペーン州十〇九トの初ウ	協定の追加
	ワ NTTタウンページ株式会社との協定	励化り迫加
	県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3	
	月23日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結	
	し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決め	
	<u>ている。</u>	
(追加)	ヲ (公社)日本下水道管路管理業協会との協定	同上
	県と(公社)日本下水道管路管理業協会とは、平成30	
	ね5月1日に「災害時における下水道管路施設の復旧支	
	援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した	
	下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力につい	
	て取り決めている。	
(追加)	ン (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定	同上
	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IH1⊤
	30年9月3日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に	
	関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的	
	な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協	
	<u>力について取り決めている。</u>	
(追加)	あ サクラパックス株式会社との協定	同上
	日に「災害時における緊急用資材の供給に関する協定」	
	を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段	

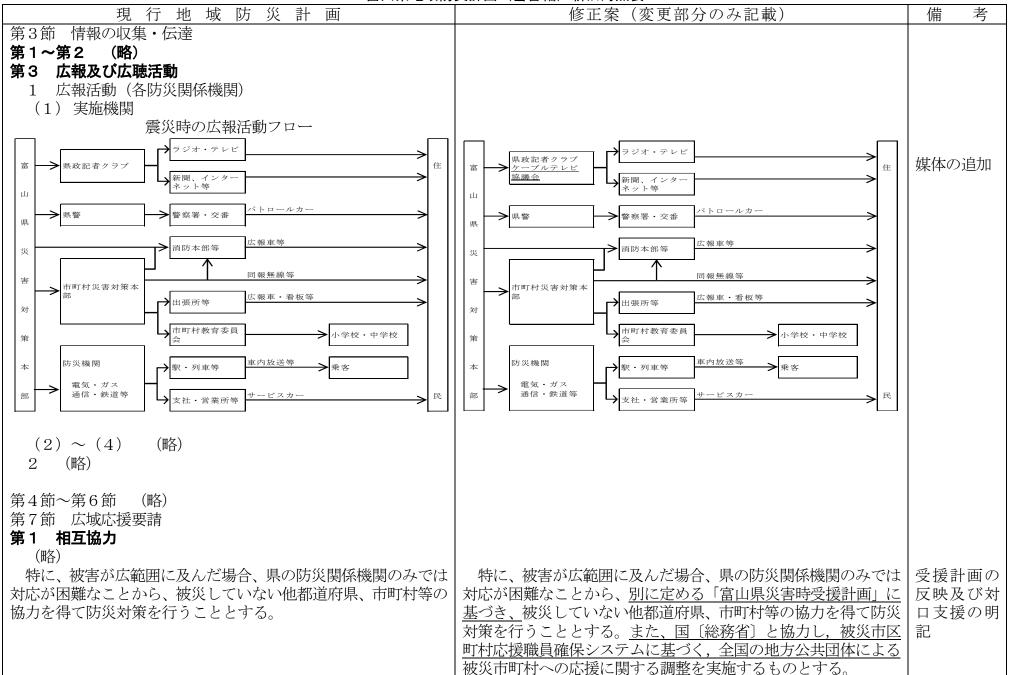
富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表							
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考				
	ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力						
	<u>について取り決めている。</u>						
(追加)	い 中日本段ボール工業組合との協定	同上					
	県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日						
	に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」						
	を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製						
	<u>品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。</u>						
<u>(追加)</u>	う 富山県レンタカー協会との協定						
	県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に						
	「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災						
(2) (略)	害時における警察活動に必要な自動車を確保するため						
$4\sim5$ (略)	の優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めて						
	<u>いる。</u>						
第9 (略)							
第6節 救援・救護体制の整備							
第1 (略)							
第2 医療救護体制の整備							
3 富山県ドクターヘリの災害時運行体制の整備(県厚生部)	(1)《(古田)では、東京山田 いたた 、 1)字社仏側の勅佐		(; . .				
(1) 災害時における富山県ドクターへリ運航体制の整備	(1)災害時における富山県ドクターへリ運航体制の整備	国防災					
県は、災害時における富山県ドクターへリ運航体制の整 (#は、図スないと、TVK、 割ば体ののであるではないとなった。	県は、災害時における富山県ドクターへリ運航体制の整 (#は、図えなは、災害時の活用悪質の答字の複数性の 以れれ		, _				
備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるもの	備を図るため、 <u>災害時の運用要領の策定や複数機のドクタ</u> 一へリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の	に伴う	変史				
とする。 (2) (略)	- 一・ソー等が離看陸可能な参乗拠点等の確保の運用体制の 構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。						
(2) (略) $4 \sim 6$ (略)	<u> </u>						
4~6 (略) 7 後方医療体制(県厚生部)							
(1)~(2) (略)							
(1) (2) (略) (3) 病院防災マニュアル等の作成							
ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援	 アーすべての病院は、災害時における救急患者への医療支援						
に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者	に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者	県医療	友針面				
の受入れ方法等を記したマニュアル(病院防災マニュア	の受入れ方法等を記したマニュアル(病院防災マニュア	の反映	*				
ル)の作成に努める。	ル)の作成に努める。また、被災後、早急に診療機能を回		•				
/・/ */ 「PAIC カップ・ショ	復できるよう、業務継続計画(BCP)の策定に努める。						
イ(略)							
(4)							
	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	I	Į				

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
8 (略) 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保(県総合政策局、県土木部、市町村) (1)指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 第4~6節 (略)	市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	「福祉・運 所開設・運 で で で で に で で に で で に で で で で で で で で で で で で で

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表					
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考			
第3章 雪害応急対策					
第1節 予警報の伝達					
第1 (略)					
第2 伝達体制					
1 伝達体制(富山地方気象台、県総合政策局、県土木部、市					
町村)					
(1) 富山地方気象台は、警報・注意報等を発表、又は解除し	(1) 富山地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表、	特別警報に			
た場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速	又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に	ついて明記			
やかに関係機関に伝達するものとする。	基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。				
(2) 県は、 <u>警報・注意報等</u> の伝達を受けたときは、直ちに県	(2) 県は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、	同上			
総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配	直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先				
信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無	機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防				
線等を利用して、直接に注意を喚起する。	災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。				
(3) 市町村は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ち	(3) 市町村は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたと	同上			
に住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝	きは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、				
達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定め	具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災				
ておくものとする。	計画に定めておくものとする。				
$(4) \sim (6)$ (略)					
2 (略) 3 気象予警報等伝達系統図(各防災関係機関)					
3 気象予警報等伝達系統図(各防災関係機関)					
県の機関					
□ □ 消防本部 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
— ● * — <u>総務省消防庁</u>					
● * NT T 西日本・NT T 東日本					
— ● — NHK富山放送局					
富山 ○ → 報道機関 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公					
地					
万					
台 ── ■ ■					
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
⑥ 富山地方鉄道					
⊚					

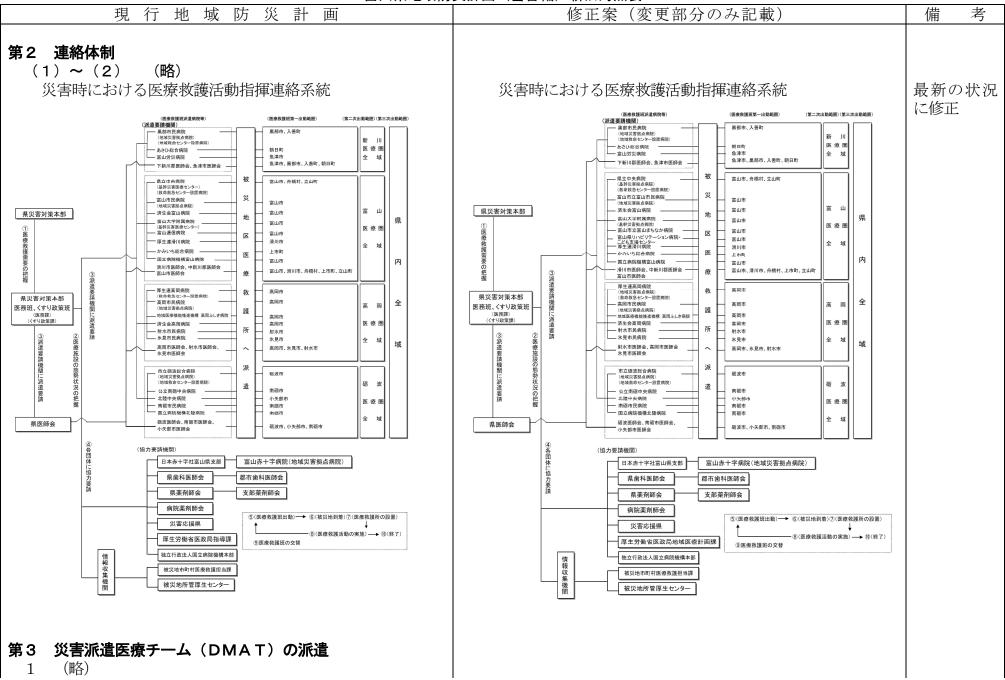
备山泉地域的大型,一个大型,一个大型,是一个大型,是一个大型,这个大型,这个大型,这个大型,这个大型,这个大型,这个大型,这个大型,这						
	現行地域	访 災 計	画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
	●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム (専用回線) △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ⑤ 防災情報提供システム (インターネット回	ら警報	より、富山地方気象台か 事項を受領する機関			
	(追加)			※特別警報は、気象業務法第 15 条の 2 によって、通知もしくは 周知の措置が義務付けられている。	同上	





量山宗地域防火計画(雪古襦)机口对思衣						
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考			
1 県の応援要請(県総合政策局) (1)(略) (2)他都道府県への要請 ア (略) イ 全国都道府県の災害時応援 知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、「全 国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 書」に基づき、次の事項を示し、ブロックの幹事県を通じ全国知事会に応援を要請する。 (ア)~(カ) (略) (3)~(5) (略) 2 市町村の応援要請(市町村) (1) (略) (2)県への要請 ア 県への応援要請 ア 県への応援要請 (ア)~(エ) (略) (追加)	イ 全国都道府県の災害時応援 知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十 分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、「全国 都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」 及び被災市区町村応援職員確保システムに基づき、次の 事項を示し、被災地域ブロック幹事県を通じ、総務省等 に対し、広域応援を要請する。	同上				
$(3) \sim (4)$ (略)	(オ)被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の 必要性 (カ) (略)	同上				
3 応援受入体制の確立(県総合政策局、市町村) (1)(略) (2)受入体制の確保 県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との <u>連絡を速やかに行うため連絡窓口</u> を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。	県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との <u>連絡</u> や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う 体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。	同上				

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表					
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考			
第2 応援要請 1~2 (略) 3 <u>広域緊急援助隊(警察本部)</u> <u>広域緊急援助隊</u> は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。4~5 (略) 第8節 救助・救急活動 第1~第3 (略)	3 <u>警察災害派遣隊(県警察本部)</u> <u>警察災害派遣隊</u> は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。 公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。	広域緊急技 助隊害 災害・部の か字句修正			
第4 消防応援要請 1 (略) 2 他県等への応援要請(県総合政策局、市町村) (1) 他県への応援要請をしたいときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、緊急を要する場合は概括情報を明示して要請する。 ア 倒壊家屋、がけ崩れ等の被災状況及び応援要請の理由イ 応援隊の派遣を必要とする期間ウ 応援要請を行う救急、救助隊の種別、隊数及び資機材工 市町村への経路及び集結場所、ヘリポートの位置オ 応援隊に対する食事、宿泊の手配の有無 (2) 県は、市町村から他県への応援要請を求められた場合又		3 と内容/ 重複しているため			
(本の) (本の)	2 緊急消防援助隊の出動要請(県総合政策局、市町村)3 消防庁の対応4 応援要請市町村の対応(市町村)5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備(市町村)	番号ずれ 同上 同上 同上			



現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 考 2 富山県 DMAT の活動内容 $(1) \sim (4)$ (略) (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 国防災基本 なお、県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動 なお、県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動 計画の修正 と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の に伴う変更 終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤 終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤 十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯 十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療 機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師 科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等か らの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、 会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等 被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、 の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地にお その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用す ける医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に るものとする。 当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとす (略) る。 (略) 第10節 避難活動 第1~第3 (略) 第4 要配慮者への援護 第4 要配慮者の支援 他編との表 1 要配慮者対策(県総合政策局、県厚生部、市町村) 記統一 (1) 避難行動要支援者の支援 ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同 ア被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同 意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支 意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支 援者名簿や個別の支援計画を効果的に活用し、避難行動要 援者名簿や個別の避難支援計画を効果的に活用し、避難行 同上 支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。 動要支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。 イ~エ (略) (2) 要配慮者の支援 ア 福祉避難所の設置 ア 福祉避難所の設置 被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ること 被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ること ができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設 ができるよう、構造や設備等の面を考慮し、介護保険施設、 「福祉避難 障害者支援施設などを福祉避難所として指定する。 等を福祉避難所として指定する。 所開設•運営 マニュアル (作成モデ ル)」に合わ せて修正 イ~エ (略)

 $2\sim3$

(略)

現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 考 第5~第6 (略) 第11節~第12節 (略) 第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 第1 (略) 第2 ごみ、がれき等廃棄物の処理 1 災害廃棄物処理 災害廃棄物処理(県生活環境文化部、市町村) 県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土 市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に 富山県災害 基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害 砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生量を推計し 廃棄物処理 た上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般 状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行 計画との整 廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画 計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策 合を図るも に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広 廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛 散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じ 域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、 運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を た損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄 図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処 物の円滑かつ迅速な処理を図る。 理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するこ 県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には ととする。 被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りなが ら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃 棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県 とともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協 国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理につい 力要請を行うものとする。 ての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により 術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自 可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興 ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要によ 計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境 り県が処理主体として直接処理を担うことがある。 汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、 な措置等を講ずるものとする。 市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱 いマニュアル(環境省)に基づき」、損壊家屋の解体にあ たっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、 アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及 び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を 講ずる。 3 (略) 第3~第5 (略) 第14節 警備活動

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表						
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考				
 第1 (略) 第2 行方不明者の捜索 1 捜索 (警察本部) (1)被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、広域緊急援助隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。 (2)~(3) (略) (2)~(3) (略) 	1 捜索 <u>(県警察本部)</u> (1)被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、 <u>警察災害派遣隊</u> 等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。	他編と表記 統一 広域緊急警察 以害派遣の の一句修正				
第15節 (略) 第16節 ライフライン施設等の応急対策 第1~第2 (略) 第3 上水道施設 1 (略) 2 応急給水対応(県厚生部、県企業局、市町村) 水道事業者は、災害時においても必要最小限度の給水を確保するよう努める。(略) 3 (略) 第4 (略) 第5 通信施設	2 応急給水対応(県厚生部、県企業局、市町村) 水道事業者は、災害時においても <u>速やかに</u> 給水を確保する よう努める。	他編との表記統一				
1 非常用通信装置の使用(NTT 西日本、NTT ドコモ) 災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置 (衛星携帯電話含む)を出動させ、通信を確保する。 また、孤立防止用衛星通信システム(Ku-1)も出動させる。	<u>(削除)</u>	現在の状況に更新				
第6 危険物施設等1 (略)2 高圧ガス製造・業所等(中部経済産業局、 部近畿産業保 安監督部、県生活環境文化部)						

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考	j
(1)~(2) (略) (3)事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署 <u>の指示を</u> <u>得て</u> 、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避 難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。 (4) (略) 3 (略)	事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署 <u>と連携しながら</u> 、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。	記載内容見直し	の
第7 (略) 第17 節~第22 節 (略)			

富山県地域の	5災計画(雪害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第4章 雪害復旧対策		
第1節 民生安定のための緊急対策		
第1 被災者の生活確保		
$1 \sim 2$ (略)		
3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資		
金の貸付け(市町村)		
$(1) \sim (2)$ (略)		
(3) 災害援護資金		
ア (略)		
イー貸付条件		
(ア) 所得制限		
(イ) 利率	(ウ) 利率	
年3% (措置期間は無利子)	年3%以内で市町村が条例で定める率(措置期間は無	「平成 30 年
	利子)	法律第 66
		号」、「平成
		31 年政令第 16 号」によ
		10 万 」により り改定され
		り以たされる
(ウ)~(エ) (略)		3/20
(オ) 償還方法	(工) 償還方法	
年賦又は半年賦	年賦、半年賦又は月賦	同上
$4\sim12$ (略)	1 / 1 / 1 / 2 41-3 4 / 1 1	, ,
第2 中小企業、農林漁業者に対する支援		
1 中小企業への融資等(県商工労働部)		
$(1) \sim (3)$ (略)		
(4) 県制度融資による対応		
ア〜エ (略)		
オ 利 率 年 1.70% (平成 29 年 10 月 現在)	才 利 率 年 1.70% (平成 31 年 1 月 現在)	字句修正
カ 信用保証 <u>県保証協会</u> の保証に付す	カ 信用保証 <u>県信用保証協会</u> の保証に付す	
(5) (略)		
2 (略)		

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表					
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考		
第3~第4 (略) 第2節 激甚災害の指定 第1 (略) 第2 特別財政援助額の交付手続等 1~3 (略) 4 その他の特別財政援助及び助成(県経営管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、市町村) (1)~(4) (略) (5)小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等(激甚法第24条) 激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行 <u>を許可された</u> 地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている(例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%)。 第3節 公共土木施設の災害復旧計画 第1 災害復旧計画の策定等 1~2 (略)	激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行 <u>の同意等を得た</u> 地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている(例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%)。	平よ許地制し行則のる18地制債にお制た一め。	方度協移り、度記を を を は 議行現に 述図		
第3 <u>(追加)</u>	第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用 1 特定大規模災害時における代行制度の活用 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 2 指定区間外の国道 指定区間外の国道 指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認	関係法令 川正基を 修変 リント リント リント リント リント リント リント リント リント リント)の改 :防災 ·画の		

国 国东地域的大时间(自己编)初旧对派教				
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考	
	める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、			
	必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復			
	旧に関する工事を行う。			
	3 重要物流道路等			
	重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度			
	な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国			
	による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事			
	を行う。			
	4 県管理河川			
	県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要す			
	る工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の			
	代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。			